



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 新 川  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 長 野 高 志  
 (コード番号 6274 東証第一部)  
 問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 執 行 役 員  
 経 営 企 画 部 長 兼 経 理 部 長 森 琢 也  
 (電話番号 042-560-4848)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、公告方法としてインターネットを利用した電子公告制度を採用するとともに、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されることから、所要の変更を行うものです。
- (3) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものです。
- (4) その他字句の統一を図るものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売</p> <p><u>2.</u> 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売</p> <p><u>3.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売</p> <p><u>(2)</u> 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売</p> <p><u>(3)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告</u>に掲載する方法により行う。</p> <p><u>2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第29条 &lt;省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (任期)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt; &lt;省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (社外取締役等との責任限定契約)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第29条 &lt;省略&gt;</p> <p>2. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (任期)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt; &lt;省略&gt;</p> <p>3. <u>前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上